

社会福祉法人 恵徳会 理事長・施設長 規定

(前提)

社会福祉法人恵徳会は、社会福祉法、保険法、準則等を遵守し、利用者の方々、ご家族をはじめ地域社会全体、法人職員等々の皆様の幸せを願い、福祉貢献を実現するために、統括経営責任者である法人の理事長と施設運営の運営管理

を担う施設長が法人の理念である『命、人、心を大切にする』福祉を実現し、それを永続させるために本規定を設ける。

理事長規定

1. 理事長は決して名誉職ではない。
2. 理事長は実際に法人で勤務し、法人全体の経営実務、管理及び執行業務を行う。
3. 理事長は、地域、社会の関連する行事、会議、等々に積極的に参加し、法人の名誉を高め、法人の運営ならびに社会福祉と利用者の幸福に知恵と努力で貢献する義務と責任を負う。
4. 理事長は経営実務遂行のため以下の経験や資格を有する者とする。
 - (1) 社会福祉を深く理解し、社会福祉事業に3年以上の関わりを持つ。
 - (2) 50名以上の従業員を有する企業・法人の役員以上の経験が通算10年以上ある。
 - (3) 経営学、会計学、人事管理、金融、財務、等の資格または10年以上の実務経験がある。
 - (4) 週20時間以上の勤務ができ、実務遂行の体力、健康を有する。もしくは、上記(1)～(4)に準ずる者とする。
5. 理事長は在任中、恵徳会法人全体が連続3年間以上の事業活動と資金収支ともに赤字決算となった場合、不可抗力的な理由がない限りに於いて、理事長職を辞任しなくてはならない、この際、次期の理事長が選出されるまで理事会がその任にあたることとする。
6. 理事長は在任中であっても、成果がないなど経営執行に対し実績がなく、また、不誠実で怠慢な勤務であった場合、理事会によって解任される場合

がある。

7. 理事長は法人の経営執行の要であり、施設長ないし本部職員への指示・管理を行わなければならない。
8. 理事長は現場職員の総合管理職者である施設長等と綿密に連携協議し、円滑かつ発展的に法人全体の運営をする義務と責任を負う。
9. 理事長は、コンプライアンスを守り、不正をせず、背任等の法律的義務や役員代表としての賠償責任を一手に負う場合がある。
10. 理事長は、法人名義の借入等の際に必要な『個人名での借り入れ連帯保証人となる』ことを義務とする。別して言えば、法人の金融借入返済に支障が出た場合の連帯保証人となる限り、個人の人生をも社会福祉法人 恵徳会の福祉事業になげうつほどの決意がなければ理事長となる資格はない。
11. 労働災害保険適用外（役員）である為、法人職員と保障が同等の任意労災に加入する。
12. その他、必要な経費（旅費交通費等）は実費清算とする。

（理事長職の役員報酬の規定）

13. 理事長の責任を実務として遂行した場合、実務勤務した時間に対し、以下の計算方法により、役員報酬を支給する。

（計算式）

社会福祉法人恵徳会雇用の職員の最上級職位（現時点では総合施設長）の各当年度の年俸職員報酬（A）とし、以下で算出する。

$(A) \div 12 \text{か月} \div (160 - 15 \text{時間}) \times 125\% = 1 \text{時間経営執行勤務あたりの役員報酬}$

注－1）160時間＝職員の月間勤務時間

15時間＝職員の月間有休取得時間

注一2) 現在は、名誉職に近い状態の理事長を有する法人が（全国で）約半数、他半数は勤務実態によって役員報酬を支給している法人である。勤務実態がある理事長の全国の年間の報酬支給実態は700万円～4,000万円ほどである（銀行総研コンサルタントからの情報）。社会福祉法人 恵徳会は正味財産に【現時点では】乏しく、将来の借り入れも大きくなる。よって決して高額な報酬は与えることはできない。しかしながら、将来を見据えた場合、“4”で示した人材を経営執行者として迎える場合、最低でも上記報酬レベル以上が職務の待遇として不可欠と考える。

また、理事長は、勤務の際、勤怠シート(職員と同じ手法で)を使用し、支払方法も職員と同等の手順とする。

(会計監査)

14. 理事長は、社会福祉法に定められた範囲での、公認会計士および監査法人による『監査』を依頼し、実行し、理事会、評議員会に報告しなくてはならない。

施設長と理事長の職務分掌概略規定

1. **施設長**とは、特養施設に関わる全職員、設備、利用者、ご家族、地域に関する業務および現場管理の責任者である。
2. **総合施設長**とは、法人の全事業部門、介護、看護、医療にわたる統括相談役である。また、本部職員も兼ねる。
3. **理事長**は、**理事会の代表であり、経営執行の責任者である。**

本規定は、平成27年6月1日より有効とする。

平成27年5月17日 恵徳会 評議員・理事会で満場一致で議決されています

社会福祉法人 恵徳会